



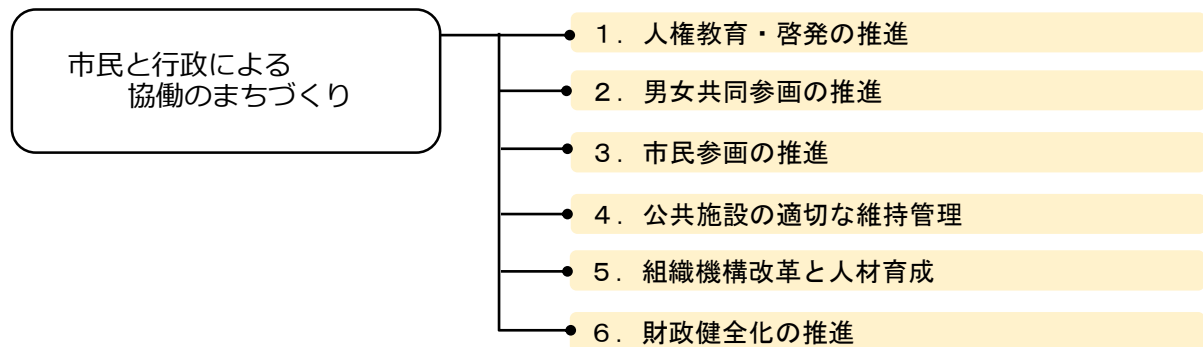
第5章 市民と行政による協働のまちづくり

【基本方針】

嘉麻市自治基本条例に基づき、市民と行政、男女が互いに社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮して築くまちづくりに向け、社会的身分、門地、人種、信条又は性別、多様な性のあり方、障がいの有無などによる偏見や差別のない社会づくりに向けた啓発を推進します。

また、新庁舎の建設にあわせた各支所の機能分担と組織体制の改革を進めるとともに、公共施設の再配置と適切な維持・管理・運営等に向け、民間活力の積極的な活用を図るなど、人口規模に見合った効率的な行財政運営に努めます。

【施策の体系】



■施策の内容

1 人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約における人権諸条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めています。

本市においても、福岡県人権教育・啓発基本指針及び嘉麻市人権教育・啓発基本方針に基づき、様々な人権施策に取り組んでいるところです。お互いの人権を認め合う社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、人権に対する鋭い感覚を身につけていくことが求められます。そのため、市民一人ひとりに対し、子どもから大人まで継続して同和問題をはじめとする様々な人権問題について、学ぶ機会の充実に向け取り組んでおり、人権教育・啓発については一定の成果をあげています。しかしながら、市内において、未だに差別事象が発生するなど、誤った先入観や固定観念に起因する偏見や差別が払拭されたとはいえないのが現状です。



人権教育・啓発については、行政が取り組む人権施策の普及はもちろんのこと、市民の理解と協力を得ることが大切です。そのため、市民一人ひとりが同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい認識と理解を深め、自らの問題として捉えることのできる視点を持ち、解決する力を身につけることができるよう関係団体等と連携を図りながら、継続して人権教育、人権啓発を推進していく必要があります。

また、市職員については、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての研修会を開催しているほか、新規採用職員を対象にした庁内研修のプログラムに人権研修を設けるなど、職員の人権感覚の醸成を図っており、継続して職員の人権研修の充実を図る必要があります。

【施策の方針】

- 福岡県人権教育・啓発基本指針及び嘉麻市人権教育・啓発基本方針に基づいて、国・県及び近隣市町村や関係機関・団体等との連携を図りながら、継続して人権教育・啓発活動に努め、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 市職員への人権研修の充実を図り、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対処できる力量を養い、人権感覚が備わる職員の育成に取り組みます。

【成果指標】

指標の名称	指標の説明	基準値 2015 (H27)	目標値 2026 (H38)
人権・同和問題研修会開催数	地域等での人権・同和問題研修会開催数	11回	44回
嘉麻市職員の人権・同和問題研修会参加率	市職員対象の人権・同和問題研修会に参加した職員数÷市職員数	79%	100%

【今後の取り組み】

(1) 学校教育における人権・同和教育の推進

学校においては、学校教育活動全体を通して児童生徒が共生の心を身につけるとともに、個性を生かし、能力を十分に発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身につけることができるよう、人権教育を推進します。

(2) 社会教育における人権・同和教育の推進

地域や職場等においては、偏見や差別のない、人権が尊重される心豊かなまちづくりの実現に向けて、取り組みを推進します。



(3) 市民への人権啓発の推進

「人権のつどい」をはじめとする取り組みや、各種研修会や学習会等の機会を積極的に活用し、人権啓発を推進します。

(4) 相談対応の充実

各隣保館で行う事業を通じて、様々な生活上の問題や人権課題解決のための各種相談や支援を積極的に取り組むとともに、関係団体や機関と連携し、福祉の向上や人権啓発の推進に努めます。

(5) 関係団体との連携

人権教育・啓発の推進は、市政の重要課題であり、問題解決にあたっては、各関係団体との連携が不可欠であるため、今後とも連携を密にして人権教育・啓発の推進に取り組みます。

(6) 職員の人権研修の充実

同和問題をはじめとする様々な人権問題に対応できる職員の育成及び資質向上を図るため、研修会の内容や実施方法の充実を図ります。また、外部研修に積極的に参加しやすい環境づくりに努めます。



人権研修会



2 男女共同参画の推進

【現状と課題】

嘉麻市における男女共同参画社会の実現を積極的に進めるため、2010（平成22）年に嘉麻市男女共同参画推進条例が制定され、男女の人権の尊重など7つの基本理念と、市、市民、事業者等の責務や、市全体で男女共同参画社会の実現に取り組むことなどが定められました。

また、市では、本条例に基づく「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定し、この計画により、市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に展開し、様々な課題を解決し、市における男女共同参画社会の早期実現を目指すこととしています。

このため、庁内に男女共同参画推進本部を設置し、全庁的に男女共同参画に関する課題に取り組むとともに、各課に配置された男女共同参画庁内推進員により、各所管課の計画実施についての進捗管理等を行っています。

2015（平成27）年度に行った「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」では、依然として、性別による固定的な役割分担意識が、職場・家庭・地域において根強く残っていることが同われたことから、その払拭のため、今後も、あらゆる機会をとらえて男女共同参画の啓発を行っていく必要があります。

また、女性の活躍推進に関しては、女性が政策決定の場に参画できるよう、市の審議会等委員への女性の登用を積極的に推し進めてきました。

その具体的方策のひとつとして、市の審議会等の委員に女性を紹介するための名簿登録制度である「嘉麻市女性人材バンク」を設置し、これまで、市の各審議会等委員に対して登録者の紹介を行ってきました。

2012（平成24）年度における審議会等の女性委員の登用率が26.4パーセントであったところ、2015（平成27）年度末では33.6パーセントと徐々に上昇し、少しずつ成果も上がっているところですが、目標（40パーセントを超えること）達成のために、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

また、女性からの幅広い相談に応じるため、専門の女性相談員を配置した「女性相談窓口」や電話相談による「かま女性ホットライン」を設置し、女性が抱える様々な問題に応じているところですが、とりわけDV問題については、近年、大きな社会問題になっており、緊急性の高い事案発生もありうることから、早急に対応することが必要であり、関係機関との緊密な連携体制の構築が求められています。



【施策の方針】

- 2017（平成 29）年度を初年度として 5 ヶ年計画となる「第 2 次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」及び女性活躍推進法に基づく「女性の職業生活における活躍についての推進に関する施策についての計画」のほか、併せて「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、これらの計画に基づき、計画的かつ総合的な啓発、支援、相談等の各事業に取り組みます。
- DV問題は、緊急事案が発生することも多く、早急な対応を行うためにも、庁内の連携体制を整えるとともに、警察や県の配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との緊密な連携体制の構築を図ります。

【成果指標】

指標の名称	指標の説明	基準値 2015 (H27)	目標値 2026 (H38)
審議会等における女性の登用率	地方自治法第 202 条の 3 に基づく附属機関の女性委員の登用率	33.6%	40%超
女性人材バンク登録者数	審議会等委員に女性を紹介するための名簿登録者制度の登録者数	11 人	30 人超
男女共同参画推進室（女性相談窓口）の認知度	男女共同参画推進室（女性相談窓口）の存在についての市民の認知度	33.8%	50%

※目標値については、第 2 次嘉麻市男女共同参画社会基本計画及び嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017（平成 29）年度～2021（平成 33）年度：5 ヶ年計画）における目標年度である 2021（平成 33）年度の数値を引用している。

【今後の取り組み】

(1) 「男女共同参画社会基本計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の推進

2017（平成 29）年度を初年度として 5 ヶ年計画となる「第 2 次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」及び「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、これら基本計画に基づいて、嘉麻市における男女共同参画社会の構築と配偶者暴力等の防止に取り組みます。



(2) 男女共同参画意識の啓発

職場・家庭・地域においては、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることが伺え、その払拭のためにも、あらゆる機会をとらえて男女共同参画に関する意識啓発を行っていく必要があります。

啓発の方策に関して、より効果的な啓発のあり方を検討するとともに、地域の各団体に対する出前講座や案内活動のほか、教育現場やその他の職域に対しても、積極的に啓発活動の協力を求めます。

また、高齢者、障がいのある人、外国人、同和地区の女性、性的少数者等が安心して暮らせる環境の整備が図れるよう、それぞれが抱える課題についての理解の促進を図り、権利擁護と人権侵害の防止に努めます。

(3) 女性活躍の推進

女性活躍の推進を図るため、女性が市の政策決定の場に参画できるよう、今後も、市の審議会等委員への女性の登用を積極的に推し進めます。

また、地域活動・社会活動においても、女性がこれらの活動の決定の場に参画することの意義を伝えるとともに、これらの活動の場での女性登用の重要性についての啓発を進めます。

2016（平成28）年4月から、女性活躍推進法が施行されたことに伴い、市が策定する「女性の職業生活における活躍についての推進に関する施策についての計画」に基づき、市内の事業者が、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組むことができるよう、計画的な働きかけを行います。

(4) 相談窓口・相談体制の充実

専門の女性相談員を配置した「女性相談窓口」の設置や電話相談による「かま女性ホットライン」により、女性が抱えるさまざまな問題や悩みの相談に應じていますが、今後は、男性や性的少数者のための相談にも応じられる窓口の設置を検討します。

また、女性相談窓口における実際の相談現場においては、DV相談など緊急を要する事案もあり、早急な対応が必要であることから、庁内における関係部署との連携体制や警察や県の配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との緊密な連携体制の構築を図ります。



(5) 推進体制の充実

男女共同参画の推進体制として庁内に設置された男女共同参画推進本部において、今後も積極的に、男女共同参画に関する問題を全庁的に取り組んでいくとともに、各課に配置された男女共同参画庁内推進員により、各所管課における計画実施について進捗管理を行います。

男女共同参画の拠点施設では、男女共同参画社会基本計画を積極的に推進するため、男女共同参画に関する各種事業の更なる充実を図るとともに、市民団体による男女共同参画に関する活動の支援を行い、市民団体との連携が一層図れるよう、これまで以上にその機能を強化します。

また、男女共同参画に関する市の施策について調査審議を行う男女共同参画審議会に市民からの公募委員の登用や、男女共同参画に関する市の施策に対する苦情処理を行う男女共同参画推進委員などの制度運用により、市民参画を図り、市民と行政による協働のまちづくりを進めます。

(6) 男女共同参画教育の推進

嘉麻市男女共同参画推進条例において、教育の場における男女共同参画の実現のための配慮を基本理念に掲げているように、男女共同参画の意識づくりをする上で、家庭や学校・地域での教育が重要な役割を果たしているため、より多くの市民に男女共同参画の趣旨や必要性について広く周知し、教育を通して意識改革と啓発を推進します。



女性相談窓口



3 市民参画の推進

【現状と課題】

地方分権の進展により地方自治体には自己決定、自己責任が問われている一方、ますます多様化している市民ニーズに的確に対応していくことが求められています。

そこで、政策の形成過程などへの市民参画の拡充を図るため、本市では平成 22 年 12 月に嘉麻市自治基本条例が施行されましたが、市政の主役である市民や条例を運用する市職員にも条例の認識が広がっていないため、今後はより一層、わかりやすく条例の内容を周知していく必要があります。

条例の施行に伴い、広く市民に行政情報を公開するためのスペースである情報コーナーの設置や、市の審議会等の会議及び会議録の公開を徹底するなど、行政情報の公開・提供を積極的に行うことで、市民との情報共有を推進し、まちづくりへの関心を高め、市民参画を推進してきましたが、各種の情報提供施策について、より一層の工夫を検討する必要があります。

協働のまちづくりの推進については、まちづくりの担い手の中心となる行政区、ボランティア、NPO、各市民団体等で活動されている方々の高齢化等により、後継者が不足し、今後はまちづくり活動の縮小が懸念されます。そのため、コミュニティの再編やボランティア、NPOなどを育成するなどにより、活力ある地域づくりを推進していく必要があります。

【施策の方針】

- 市民への広報、情報発信の充実を図るとともに、市議会情報の発信、情報公開制度等による情報提供を推進します。
- 市民参画の機会の拡大に取り組むとともに、市民提案型事業補助金事業を推進します。



ワークショップ



【成果指標】

指標の名称	指標の説明	基準値 2015 (H27)	目標値 2026 (H38)
市民参画による協働のまちづくりの取り組みに対する市民満足度	市民満足度調査において、「市民参画による協働のまちづくりの取り組みに満足している、まあ満足している」と回答した人の割合	35.9%	50%

【今後の取り組み】

(1) 市民への広報、情報発信の充実

幅広く市民の声を市政に反映し、市民と行政が協働してまちづくりを推進していくため、広報嘉麻やホームページによる広報活動に加え、各種の情報提供施策について、より一層の工夫を検討します。

また、市議会情報の発信について、議会広報やホームページなどにおいて議会や各委員会の活動状況を公開し、市民への理解を高めるとともに、公正で開かれた市政の実現のため、情報提供施策の充実を図ります。

(2) 市民参画の機会の拡大

市が実施する事業や計画に関して、市民からの意見を収集するパブリックコメント、まちづくりに関する市民参加型のシンポジウム等を実施するほか、目的に応じて住民意見交換会やワークショップを開催するなど、市民がまちづくりに参画する機会の拡大を図ります。

(3) 市民との協働の推進

市民との協働の推進に向け、ボランティア活動の輪をさらに広げていくため、今後も、市民が提案した公益性の高い事業に補助金を交付する市民提案型事業補助金事業を推進するとともに、ボランティア団体の金銭的自立に向けた相談及び支援を行います。

また、協働のまちづくりの推進については、まちづくりの担い手の中心となる行政区、ボランティア、NPO、各市民団体等で活動されている方々の高齢化等に対応するため、コミュニティの再編やボランティア、NPOなどを育成するなどにより、活力ある地域づくりを推進します。



4 公共施設の適切な維持管理

【現状と課題】

本市は1市3町による合併後、旧市町の公共施設をそのまま受け継いで活用しています。市営住宅、学校、社会教育施設、公園、道路、橋りょう、上水道施設など、半数を超える施設が昭和40～50年代に建設されているため、施設の老朽化が懸念され、人口減少も進んでいることから、施設の配置等について見直しが必要です。

このため、多くの公共施設について、今後の人口動向や財政状況を考慮した施設の適正配置と計画的な維持管理が求められています。

【施策の方針】

- 「嘉麻市公共施設等適正化基本方針」に基づき、施設の機能や利用実態等を踏まえ、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮しつつ、公共施設の適正配置を図ります。
- 維持すべき公共施設については、長寿強化の推進及び計画的な補修により、維持管理費用の平準化を図ります。
- 用途廃止となった公共施設の利活用を図ります。
- 公共施設の管理運営については、指定管理者制度など民間活力を活用した効率的な管理運営を推進します。

【今後の取り組み】

(1) 公共施設の適正配置

「嘉麻市公共施設等適正化基本方針」に基づき、廃止（除却を含む。）、複合化（用途が異なる複数の施設を一つの建物にまとめること）、集約化（用途が同種あるいは類似している複数の施設を一つの建物にまとめること）、用途変更（これまでの用途を変更し、他の用途のために建物を使用すること）などを実施し、幅広い視点から市民ニーズに対応した施設の適正配置を目指します。

(2) 公共施設の長寿命化と適切な維持管理

老朽化等による事故を未然に防ぎ、安全に使用できるよう、維持すべき公共施設については、定期的な点検や診断を実施し、計画的な維持修繕と長寿命化を推進することにより、長期にわたる安全なサービス提供を実施します。

また、すでに策定されている個別の長寿命化計画等を基本としながら、建物の耐用年数を可能な限り延長することにより、維持補修費用の平準化を図ります。



(3) 学校施設等の適切な利活用

廃校となった学校施設など、用途廃止となった公共施設については、本市の産業振興や定住の促進、市民のコミュニティを育む施設等としての利活用を市民とともに検討し、実現を図ります。

施設の機能及び劣化状況、利用状況などを踏まえ、今後利用する見込みがないものについては、原則として除却を行い、空いた土地は売却します。

(4) 民間活力を活用した公共施設の維持管理

公共施設の維持管理については、指定管理者制度※25 や民間活力の積極的な活用など、民間のノウハウを活用した効率的な管理運営を推進します。

また、公共施設に関する情報の積極的な公開に努めます。



嘉麻斎場

※25 多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたもの。この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになった。



5 組織機構改革と人材育成

【現状と課題】

2014（平成 26）年度において、組織改編に伴う部長制を廃止するとともに、嘉麻市職員定員適正化計画を見直し、2027（平成 39）年度当初において正規職員数（再任用職員除く）を 350 人体制とする第 2 次職員定員適正化計画を策定し、年次的に職員数の削減を実施しています。

今後は、新庁舎建設に伴う本庁機能の一本化、支所のあり方などを見据えながら、職員数に応じた課や係の統合、業務の民間委託等を実施し、適正な定員管理に努める必要があります。

また、限られた職員数で効果的、効率的な行政サービスを行うため、嘉麻市職員人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成を推進する必要があります。

【施策の方針】

- 新庁舎建設に伴う本庁機能の一本化、支所のあり方などを見据え、適切な組織機構改革を推進します。
- 嘉麻市職員人材育成基本方針に基づく職員の人材育成を推進し、限られた職員数でも効果的、効率的な行政サービスの提供に取り組みます。

【成果指標】

指標の名称	指標の説明	基準値	目標値
		2015 (H27)	2026 (H38)
職員数の適正化	第 2 次定員適正化計画に基づき、正規職員（再任用職員を除く）の削減	424 人 (2015. 4. 1 現在)	350 人 (2027. 4. 1 現在)

【今後の取り組み】

(1) 新庁舎建設に伴う組織機構改革の推進

新庁舎建設及び各支所の見直し等にあわせて、第 2 次嘉麻市職員定員適正化計画に基づき、適切な組織機構改革及び職員配置を推進します。

また、業務の民間委託等を実施しながら、簡素で効率的な組織の構築に努めます。



(2) 職員の人材育成

市職員の効果的、効率的な人材育成を推進するために、2009（平成21）年度に嘉麻市職員人材育成基本方針を策定し、人事考課制度や自己啓発・OJT（職場内教育）・OFF-JT（職場外教育）研修などの促進を図っています。

今後も、これらの制度の適正な運用を図るとともに、風通しの良い職場環境づくりと学習的な職場風土づくりの取り組み、ともに育つ（共育）ことができる職員の人材育成を推進します。



新庁舎イメージ図



6 財政健全化の推進

【現状と課題】

合併当初（2005（平成 17）年度）は、経常収支比率が 111.3%と危機的状況にあったものの、2015（平成 27）年度には 92.4%まで下がり改善傾向にあります。また、実質公債比率も 2015（平成 27）年度では 5.4%と 2010（平成 22）年度の 13.4%から大きく改善しています。

第 1 次及び第 2 次行政改革の実施効果もあり、合併時の財政状況からは一定の改善が見られるものの、依然として財政力指数は県内の市で最も低く、地方税などの自主財源に乏しい状況が続いており、地方交付税や各種交付金、国・県支出金など歳入の約 8 割を占める依存財源の動向に大きく左右される状況に変わりはありません。

また、2016（平成 28）年度からは、普通交付税の合併に伴う財政優遇措置の段階的縮減が始まり、地方交付税の縮減に伴う歳入減は避けられないほか、合併以来の懸案事項であった庁舎建設をはじめとした各種事業が控えており、財源の確保が課題となっています。

今後は、第 3 次行政改革の確実な実施、計画的な財政運営、地方交付税等に過度に依存しない財政構造への転換が重要であり、経常的な経費の削減等を図るとともに、税等の徴収率の向上などの自主財源の確保を図り、健全な財政構造の構築を図る必要があります。

【施策の方針】

- 第 3 次行政改革大綱等に基づき、計画的な財政運営や経常的な経費の削減等を図ります。
- 税等の徴収率の向上、市有遊休地等の積極的な売却や基金・公金の効率的な運用など、自主財源の確保を図り、歳入・歳出のバランスのとれた財政構造の構築を図ります。
- 統一的な基準による財務書類を作成し、より効果的で効率的な行政サービスの提供につながるよう、活用を図ります。



【成果指標】

指標の名称	指標の説明	基準値 2015 (H27)	目標値 2026 (H38)
経常収支比率	市税や地方交付税など経常的な収入で、人件費や扶助費など最低限の必要経費を賄えているかを示す	92.4%	91.2%
市税徴収率（現年課税分）	たばこ税を除く市税収入済額÷調定済額（現年課税分）	97.4%	98.0%
市税徴収率（滞納繰越分）	たばこ税を除く市税収入済額÷調定済額（滞納繰越分）	15.1%	16.0%

【今後の取り組み】

(1) 行財政改革の推進

第2次行政改革では効果額が目標を上回るなど行政経営推進審議会からも一定の評価をされていますが、今後も第3次行政改革大綱等に基づき、収支不足による市民サービスへの重大な影響の回避を基本目標に、自立した自治体としての確固とした行財政基盤の構築を目指します。

また、職員数が減少していく中、新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に 대응していくため、事務の簡素化・効率化はもちろん、目的が薄れてきた事業の廃止や、民間活力導入の推進、公共施設の見直しなどに積極的に取り組みます。

(2) 歳入・歳出の適切な管理、自主財源の確保

税、使用料等の徴収率の向上や経常経費の削減など、歳入・歳出の適切な管理を行い、収支バランスの均衡を図ります。

また、市有遊休地等の積極的な売却やふるさと納税制度の活用、基金・公金の効率的な運用など、財政基盤強化のため自主財源の確保を図ります。

(3) 統一的な基準による地方公会計の整備促進

統一的な基準による財務書類を作成し、財務情報を分かりやすく開示します。

また、財務分析を行い、市の資産・債務管理、予算編成、行政評価等に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ります。